

## 法第 85 条第 5 項（仮設建築物）の『許可を要する理由書』

（緩和を受ける（適合しない）条項に○印を記入してください） →

条項	内 容	緩和
建築基準法		
法 21 条	大規模の建築物の主要構造部	
法 22 条	屋根	
法 23 条	外壁(準防火性能)	
法 24 条	木造建築物である特殊建築物の外壁等	
法 25 条	大規模の木造建築物の外壁等	
法 26 条	防火壁 (1000 m <sup>2</sup> を超える建築物)	
法 27 条	耐火建築物、準耐火建築物としなければならない特殊建築物	
法 31 条	便所	
法 35 条の 2	特殊建築物等の内装 (火気使用室を除く)	
法 35 条の 3	無窓の居室等の主要構造部	
第 3 章		
法 43 条	敷地と道路の関係	
法 43 条の 2	敷地が 4m 未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
法 44 条	道路内の建築制限	
法 47 条	壁面線による建築制限	
法 48 条	用途地域等	
法 49 条	特別用途地域	
法 49 条の 2	特定用途制限地域	
法 50 条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
法 51 条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
法 52 条	容積率	
法 53 条	建蔽率	
法 55 条	第 1 種低層住宅専用地域及び第 2 種低層住宅専用地域内における建築物の高さ限度	
法 56 条	建築物の各部分の高さ(道路斜線・隣地斜線・北側斜線)	
法 56 条の 2	日影による中高層の建築物の高さの限度	
法 62 条	準防火地域内の建築物	
法 63 条	屋根(準防火地域内)	
法 64 条	外壁の開口部の防火戸(準防火地域内)	
法 条		
法 条		
法 条		
法 条		

条項	内 容	緩和
建築基準法施行令		
令 22 条	居室の床の高さ及び防湿方法	
令 28 条	便所の採光及び換気	
令 29 条	くみ取便所の構造	
令 30 条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
令 37 条	構造部材の耐久	
令 38 条	基礎	
令 46 条	構造耐力上必要な軸組等	
令 49 条	外壁内部等の防腐措置等	
令 67 条	接合	
令 70 条	柱の防火被覆	
3 章 8 節	構造計算（ただし令 64 条から令 69 条に適合すること。）	
令 112 条	防火区画	
令 114 条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	
5 章の 2	特殊建築物等の内装（火気使用室を除く）	
令 129 条の 2 の 4	建築設備の構造強度	
令 条		
令 条		
令 条		
令 条		

設 計 者

印